令和８年度第９回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会　会議録

○日時　　令和８年１０月２６日（月）　１８：３０～２０：１０
○場所　　黒川町コミュニティセンター　研修室
○出席委員　黒川町１０名　牧島地区９名
○顧問　　２名（市議）、　調整２名（コミセン長）
○伊万里市　市長、市民共生部長、環境政策課長、リサイクル推進係長
○事業者　　代表取締役、取締役

１．開会

事務局：伊万里ケーブルテレビ、佐賀新聞社からの収録等の申し入れがあり、許可している。また、環境保全協定書案について、市の顧問弁護士での確認と事業者の法務部門でも問題がないか確認をされており、双方で法的に問題がないか確認を行ったため、前回から時間が空いたことに対してご了承いただきたい。

２．市長挨拶

これまで十数回に渡り協議いただいていることに感謝したい。今回、協議に関わったことで何か責任を問われるのではと不安を感じられている方もいらっしゃるかもしれないが、今回の最終処分場の設置は県で許可がなされ、苦渋の決断ではあったが市としても建設を容認した。皆さんが何か責任を問われることはない。また、これまで事業者として関わってこられた下田氏が親会社の大栄環境の代表取締役社長に就任された。伊万里のことには十分理解されている。事業者、親会社にはしっかりやっていただきたい。

皆さんの意見については、毎回、会議録に目を通し、担当からも状況の説明を受けている。言い残したことが無いように忌憚のない意見をお願いしたい。（市長退席）

３．会長挨拶

台風による大きな影響はなかった。まだ雨が残っているが足元が悪いなかお集まりいただき感謝する。本日も議題がいくつかあるが、最後までよろしくお願いしたい。

４．協議事項

⑴伊万里の自然と環境を守る会からの要望について

顧　問：委員の皆さんには伊万里の自然と環境を守る会からの要望書が郵送されているとのことだが、顧問には送付されていない。内容は先ほど会長から見せていただいたばかりなので、皆さんの議論を伺いながら必要に応

じて意見をさせていただきたい。

会　長：今般、伊万里の自然と環境を守る会から要望があり、委員の皆さんの手元にも届いていると聞いている。これまでも、資料等の配布については、事務局を通してと伝えてきたが、直接届けられている。協定案の協議に入る前に、確認を行いたい。まず、要望書の中には、最終処分場が隣接する住民への説明が不十分だったことや移転補償に関すること、県の設置許可に対する瑕疵などが述べられているが、協議会は、それらについて事実関係の確認や許可の妥当性などを協議するための組織ではないことをまず、確認しておきたい。その前提のもと、要望事項について事務局より説明をお願いしたい。

事務局：1点目の建設予定地の隣接住民で事業者の説明に納得されていない方への対応については、事業者の説明に納得されていない場合は、直接、事業者へ伝え、県が行った許可に疑義がある場合は、直接、県に伝えていただく必要があると考える。また、移転補償など個人の財産に関わる話は当事者間の話であり、当協議会として関与する立場にないと考える。

会　長：１点目について、協議会として県の設置許可の妥当性を検証することや移転補償など個人の財産に関わる話に入ることができないことから、県と事業者への要求はしないことでよいか。

委　員：佐賀県の職員が協議会に参加された際に、隣接住民にどのような説明があったか確認したが、明確な回答がなかった。その後も回答がないし、協議会でも取り上げてもらえていない。地元は了解していない。

事務局：許可の判断の話になっているが、そこは許可の要件になっていないと県から回答があっている。

事業者：前の事業者がどのような説明をしたか、資料も残っていないし、詳細までは把握していないが、近隣の方は大枠としてご理解いただいているという引継ぎはあった。近隣の方々とは現在も接触しており、こまかな要望などはいただいている。常にコミュニケーションが取れる状態であり、現段階で不安を抱えられているという認識はしていない。

委　員：市民説明会の中でも開催時期によって説明資料が替わっており、高さが分かるイメージは途中から示された。正しい説明も無く、了解されたのなら問題ではないか。

委　員：守る会の要望書では、近隣住民がノイローゼのようになられているように窺えるため、確認する必要があると思う。

事業者：実際にお会いしているが、気さくに声を掛けていただいており、そのような感じは受けない。

委　員：協議会は地元の承諾の有無を議論する場ではない。当然、黒塩区は承諾され、その前提で協議会が進んでいると思っている。

委　員：黒塩地区の方と話す機会があったが、許可前に幾度となく事業者からは説明を受けていると聞いた。移転補償については、３、４年前に計画地近

くに住まれていた方が転居されており、移転補償がされたのかなと思っていた。協議会は当時の説明や補償がどうだったのかを議論する場ではないと思う。説明が不足していれば、事業者で対応すべき問題。

委　員：最初に事業者からどのような説明があったのか、その資料を出して欲しい。

事務局：市には、そのような資料はないし、恐らく県にもそのような資料はないと思う。

委　員：今年６月１４日に事業者から計画地の近隣住民の方に高さの説明をされ、その後、事業者に対して何も言われていないのならば、現時点で納得されているということで良いのではないか。

会　長：この件に関しては、協議会として関与しないということでよろしいか。

（はい）

事務局：２点目の廃棄物の流出を防ぐための対策については、まず、県による設置許可の審査は、技術上の基準など専門委員会での意見などをもとに審査された結果、許可が出されている。また、前回開催の第８回の協議会において、廃棄物の流出を防ぐため、環境保全協定案の第７条第８項において、「事業者は災害等により、法面が崩壊した場合は処分場外に廃棄物などが流出しないように適切な措置を講ずるものとする」と新たに条文を追加し、廃棄物の流出を防ぐための対策について、協議会で確認された。

会　長：２点目について、佐賀県による設置許可の審査を経て許可が出されていること。また、環境保全協定案の第７条第８項において、事業者は廃棄物が流出しないよう適切な措置を講ずるものとすると前回、第８回の協議会において、新たに条文を追加したところであり、この件は、確認済みということでよろしいか。

委　員：国道に廃棄物が流出しないように防護壁などを建てる予定があるのか。

事業者：現在計画している土堰堤が防護する機能がある。そこを常に点検することで法面崩壊を防ぐ。

委　員：県が関わった新武雄工業団地の法面が崩壊している。そのため不安に感じている。県が大丈夫と言ったものが本当に大丈夫なのか。より安全な対策をお願いしたい。

委　員：法面崩落の不安はあったが、黒塩の計画より１５メートル高い和歌山県御坊市の処分場を見学し、同じような土堰堤の作りで安全性もあると説明を受け、理解できた部分もある。

会　長：２点目についても確認済ということでよろしいか。

（はい）

事務局：３点目の処理水の排水を近傍の河川と同等の水質とすることについては、前回開催の第８回の協議会において、樋口先生から法の基準値内であれば問題はないこと、自然水と同じ状態で排水することは難しいとの意見をいただいた。樋口先生からアドバイスがあった水質基準とすること

でこの場で確認が済んでいる。

会　長：３点目について、樋口アドバイザーから助言を受けた水質基準で、前回の協議会において確認が済んでいるため、新たな基準、項目は加えないことでよろしいか。

委　員：樋口アドバイザーは国や県の基準で致し方ないと言われたが、確実に入り江の水質が悪くなっていることは、皆さん認識していて欲しい。

会　長：３点目についても確認済ということでよろしいか。

（はい）

事務局：４点目の動物の死骸は持ち込まないことについて、事業者は「動物の死体」や「動物のふん尿」を含め、取り扱う廃棄物の種類として県の許可を受けているが、本年３月に開催された第４回の環境対策協議会で取り扱わない廃棄物として確認され、５月２０日に締結された覚書においても、「動物の死体」及び「動物のふん尿」は取り扱わない廃棄物として記載された。また、第８回協議会において、環境保全協定案の中で、施設に搬入できる産業廃棄物の種類から除外するということで確認が済んでいる。

会　長：４点目について、「動物の死体」及び「動物のふん尿」について、第４回の協議会で取り扱わない廃棄物として確認し、覚書にも記載した。また、第８回の協議会においても、環境保全協定案の中で、「動物の死体」及び「動物のふん尿」について、施設に搬入できる産業廃棄物から除外するということで確認が済んでいるということでよろしいか。

（はい）

会　長：伊万里の自然と環境を守る会からの要望事項に係る対応等について、この場で確認していただいた。要望書には、守る会の会員である委員を通じて回答するよう記載があるため、協議会で確認した状況を会に伝えていただきたい。

(2) 環境保全協定（案）について

事務局：資料１について変更点を説明（朱書き部分）

会　長：事務局からの説明があったが、何か質問等はないか。

（質疑なし）

５．その他

委員からの提案

提案された委員が作成された別紙「黒塩地区産業廃棄物最終処分場立地に伴う地域振興策等の協定書（案）」について提案委員より説明あり。

（質疑なし）

会　長：ただいまの委員からの提案については、黒川町、牧島地区それぞれの区長会で協議する。

会　長：事務局から何かないか。

事務局：次回は１１月１１日の開催となる。他に意見がある場合は次回の協議会で提案等をお願いしたい。

会　長：次回が１０回目になるので、最後にしたいと考えている。市長からの冒頭の挨拶の中でもあったが、意見が出し尽くされるよう、何か意見等がある方は事前に事務局までお願いしたい。

６．閉会